

事務連絡  
令和6年4月9日

別記関係団体の長 殿

山形労働局労働基準部  
健康安全課長

### 規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）

平素から、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正が行われ、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日から完全適用されたところですが、今般、厚生労働省が行った買取試験において、別添のとおり構造規格を満たしていない墜落制止用器具が判明しました。

つきましては、貴団体会員等に対し下記事項について周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 墜落制止用器具の製造者として実施すべき事項

製造に当たっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な事項を表示してください。

なお、構造規格第9条には、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示すべきことが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種別、最大の自由落下距離、使用可能な重量及び落下距離を表示すべきことが定められています。

#### 2 墜落制止用器具の輸入者、販売者及び使用者が実施すべき事項

輸入、販売及び使用に当たっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

なお、適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法

令違反となりますので、輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。

(別記)

一般社団法人山形県労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会 山形県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山形県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 山形県支部  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 山形県支部  
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所  
山形県ボイラ工業協会  
一般社団法人山形県溶接協会  
山形県建設労働組合連合会  
独立行政法人労働者健康安全機構山形産業保健総合支援センター  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部山形県支部  
一般社団法人山形労働基準協会  
一般社団法人置賜労働基準協会  
一般社団法人鶴岡労働基準協会  
一般社団法人酒田労働基準協会  
一般社団法人最上労働基準協会  
一般社団法人村山労働基準協会